

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第156号）（総務局芸術大学事務局総務課及び保健福祉局看護短期大学事務室）

次のとおり、京都市立芸術大学の授業料及び委託料並びに京都市立看護短期大学の授業料の適正化を図るため、これらを改定するとともに、京都市立芸術大学大学院の学生以外の者で、同大学院の博士の学位の授与の申請をしようとするものについて、手数料を徴収することとしました。

1 京都市立芸術大学の授業料及び委託料並びに京都市立看護短期大学の授業料の改定

区 分		金額（1年につき）	
		改正前	改正後
京都市立芸術大学	美術学部生，音楽学部生，大学院生及び委託生	520,800 <sup>円</sup>	535,800 <sup>円</sup>
京都市立看護短期大学		379,200	390,000

2 京都市立芸術大学大学院の学生以外の者による同大学院の博士の学位の授与の申請に対する審査に係る手数料の徴収

京都市立芸術大学大学院の学生以外の者で、同大学院の博士の学位の授与の申請をしようとするものについて、1件につき57,000円の手数料を徴収することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、平成12年4月1日前に京都市立芸術大学又は京都市立看護短期大学に入学した者に係る授業料及び委託料については、なお従前の例によることとしています。

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第156号

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 京都市立芸術大学大学院の学生以外の者による同大学院の博士の学位の授与の申請に対する審査に係る手数料（以下「学位審査手数料」という。）の額は、1件につき57,000円とする。

第2条第3項中「及び入園料」を「，入園料及び学位審査手数料」に改める。

第5条本文中「及び入学料」を「，入学料及び学位審査手数料」に改める。

第7条中「及び入園料」を「，入園料及び学位審査手数料」に、「減免する」を「減額し，又は免除する」に改める。

別表第1京都市立芸術大学の項中「520,800」を「535,800」に改め，同表京都市立看護短期大学の項中「379,200」を「390,000」に改める。

別表第2京都市立芸術大学の項中「260,400」を「267,900」に改め，同表京都市立看護短期大学の項中「189,600」を「195,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成12年4月1日前に京都市立芸術大学又は京都市立看護短期大学に入学した者に係る授業料及び委託料については、なお従前の例による。

（総務局芸術大学事務局総務課及び保健福祉局看護短期大学事務室）